

和解調書

事件の表示 令和5年(ワ)第532号
令和6年(ワ)第171号(反訴)
期 日 令和8年3月13日午前11時00分
場 所 等 静岡地方裁判所沼津支部民事部和解室
裁判長裁判官 [REDACTED]
裁判官 [REDACTED]
裁判官 [REDACTED]
裁判所書記官 [REDACTED]
出頭した当事者等 原告(反诉被告)代理人 [REDACTED]
原告(反诉被告)代理人 [REDACTED]
原告(反诉被告)復代理人 [REDACTED]
原告(反诉被告)復代理人 [REDACTED]
被告(反訴原告) [REDACTED]
被告(反訴原告)代理人 [REDACTED]
被告(反訴原告)代理人 [REDACTED]
手 続 の 要 領 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

静岡県沼津市御幸町16番1号

原告(反诉被告) 沼津市
同代表者市長 頼重秀一
同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

同

同訴訟復代理人弁護士

同

被告（反訴原告）

同訴訟代理人弁護士

同

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状及び反訴状のとおり

第3 和解条項

- 1 被告兼反訴原告（以下「被告」という。）は、原告兼反訴被告（以下「原告」という。）が別紙物件目録記載の各土地（以下「本件各土地」という。）の所有権を有することを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、静岡地方裁判所沼津支部令和5年（ワ）第532号不当利得返還請求事件の解決金として71万円の支払義務があることを認める。
- 3 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和8年3月31日限り、原告の発行する納入通知書により、指定する金融機関に納付する。
- 4 原告は、被告に対し、本日（令和8年3月13日）、本件各土地を代金182万円で売り、被告はこれらを買受ける。
- 5 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和8年6月30日限り、原告が次項の所有権移転登記手続をするのと引換えに、原告の発行する納入通知書により、指定する金融機関に納付する。
- 6 原告は、被告に対し、本件各土地につき、令和8年6月30日限り、被告から前項の金員の納付を受けるのと引換えに、本日（令和8年3月13日）の売買を原因とする所有権移転登記手続をする。ただし、登記手続費用は被告の負担とする。

- 7 被告は、原告に対する静岡地方裁判所沼津支部令和6年(ヨ)第15号不動産仮処分命令申立事件を取り下げる。
- 8 原告は、被告に対し、被告が前項の事件について供託した担保(静岡地方法務局沼津支局令和6年度金第62号)の取消しに同意し、原告及び被告は、その取消決定に対し抗告しない。
- 9 原告は、用地買収を伴う公共工事の実施に当たり、誠実に職務を遂行するよう努める。
- 10 原告はその余の本訴請求を放棄し、被告は反訴請求をいずれも放棄する。
- 11 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、黒瀬橋橋脚の越境の有無に係る件については、この限りでない。
- 12 訴訟費用は各自の負担とする。



(別紙)

物件目録

1 所在 沼津市大岡字日吉町
地番 1556番19
地目 宅地
地積 20.09平方メートル

2 所在 沼津市大岡字日吉町
地番 1556番20
地目 宅地
地積 26.53平方メートル

以上

これは正本である。

令和8年3月17日

静岡地方裁判所沼津支部民事部

裁判所書記官

